銃規制と合衆国憲法第2修正の解釈

——District of Columbia v. Heller を題材として——

Shawn Huizenga

2008年6月アメリカ合衆国連邦最高裁判所は、銃規制をめぐり注目された District of Columbia v. Heller 裁判の判決を下した⁽²⁾。この判決は、最高裁が70年ぶりに合衆国憲法の第2修正を解釈したものとなった。

Heller 裁判は、Parker v. District of Columbia 裁判を引き継いでおり、ワシントン D.C. (コロンビア特別区)の銃規制法の条項が違憲であることと第 2 修正が銃を保有し携帯することは集団的な権利としてではなく個人の権利として保障されているとする下級審(連邦裁判所のワシントン D.C. 上訴裁判所)Parker 判決を、最高裁が全面的に支持したものである。そのことからこの判例研究では、下級連邦裁判所の Parker 判決をまとめてから最高裁の Heller 判決を取り扱うものとする。

Parker v. District of Columbia

以前の Parker 判例研究⁽⁴⁾ で述べたように、最高裁の Heller 事件は 6 人のワシントン D.C. の住民が当該区域での厳しい銃規制が違憲であると主

⁽¹⁾ 近畿大学法学部准教授。この判例研究の執筆にあたり私の日本語を見て下さった堀川貴久子先生にこの場を借りてお礼申し上げます。

⁽²⁾ District of Columbia v. Heller, 554 U.S. ,128 S. Ct. 2783 (2008).

⁽³⁾ Parker v. District of Columbia, 375 U.S. App. D.C. 140, 478 F.3d 370 (2007).

^{(4) 「}近畿法」第五十五巻第四号(2008.3発行)

張して訴訟を提訴したものである。6人は,自宅内で自己防衛のために使用できる銃を保有する権利が憲法の第2修正によって保障されていると主張した。ワシントン D.C. の規則は一般的に拳銃(pistols)の登録を禁止し,銃の免許証を携帯せずに拳銃を携行することを禁止していた $^{(5)}$ 。さらに武器(firearm)を合法的に所有するためには,その武器が解体された状態にしておくかあるいは引き金を鍵で固定しておかなければならないとした $^{(6)}$ 。

Parker 原告の6人の内4人は、自己防衛の目的で拳銃を保有する予定を述べ、もう一人は自衛のためにすでに登録している散弾銃を解体した状態ではなく引き金も固定されていない形で自宅で保持したいと述べた。最後の原告 Dick Heller は連邦裁判所の警備員として合法的に勤務中に拳銃を所持していたが、自宅でも拳銃を保持したいと述べた。Heller は他の原告とはことなり拳銃の自宅での所持を申請したが、拳銃の登録を禁止するワシントン D.C. Code § 7-2502(a)(4)によって拒否された(他の5人は未申請である)。

Parker 原告側は自宅で銃(散弾銃・拳銃)を保有する権利が憲法の第2修正によって保障されていると主張したが、第1審の裁判で却下された。第1審の裁判官は、憲法の第2修正は"militia"(民兵あるいは州兵)の一員として武器を保有する権利しか保障したものではないと述べた。しかも、"militia"という語は、州兵制度のような規律を有する軍事的な団体を示すと判断した。

原告側はこの第1審の判決を不服とし、連邦上訴裁判所(ワシントン D.C. 巡回区)に上訴した。

まず連邦裁判所は、上訴の実質的な内容審査に入る前に6人の原告が訴

⁽⁵⁾ D.C. Code § 7-2502.02(a)(4), § 22-4504.

⁽⁶⁾ D.C. Code § 7-2502.02.

訟を起こす権利を有するかどうか検討した。その原告適格の判断によって、6人の原告の中で Parker 代表をはじめ5人の原告は銃を保持するため何も具体的な活動をしなかったので訴えの利益(standing)が認められなかった。しかし、Heller 原告は前述したように拳銃を保有するための申請そのものを拒否されたことにより訴訟を起こす訴えの利益が認められて、上訴裁判所は実質的問題まで進むことにした。(なお Heller 原告の訴えしか残らなかったので最高裁判所への上訴では本件は判例集に掲載されている District of Columbia v. Parker ではなく、District of Columbia v. Heller に名称が変更された。)

Parker 上訴裁判所は Heller 原告の訴訟を起こす権利を確認してから、 合衆国憲法第 2 修正の解釈について検討した。

"A well regulated Militia, being necessary to the security of a free State, the right of the people to keep and bear Arms shall not be infringed." (7)

「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民 が武器を保有しまた携帯する権利は、これを侵してはなららない⁽⁸⁾

Parker 上訴裁判所は最初にこの第2修正の文言を前半部と後半部に分け、どちらの部分を強調するかによって解釈が随分異なると指摘した。前半部を強調する学者及び法律家は、第2修正は州の民兵制度を連邦政府の妨害から守るためのもので、"bear arms"という単語は「武装」のような軍事的な意味を持つのであると主張している。従って、この解釈を主張する支持者は、第2修正は民兵及び州兵制度に属する一員として集団的な権

⁽⁷⁾ U.S. Const. amend. II.

⁽⁸⁾ 在日アメリカ大使館提供合衆国憲法の日本語訳より。

利しか保障しないとした。

一方,第2修正の後半部を強調する学者及び法律家は州の民兵制度を保護することだけではなく,第1修正が保障する表現の自由や第4修正が保障する住民に対する不合理な捜索かつ押収に対しての保護と同様に,"the people"「人民」の権利であると主張した^⑤。

最終的に、Parker 上訴裁判所は憲法第2修正が個人の銃を保有し携行する権利を保障していると判断した。第2修正の条文や第2修正の権利章 典の中に設定された位置や第2修正が書かれた時代の歴史的な背景が、こ の解釈(個人権利)を支持したのである。

上訴裁判所は第2修正の文言を細かく分析して、"the people"「人民」という単語が第2修正の一番重要な語彙であると述べた。さらに、もし州兵制度を保障する目的のためにのみこの条文を提出したのであれば、第1国会の優秀な法律家や政治家達はもっと直接かつ明確な表現を選んだに違いないと主張した。第1国会が意図的にこの単語("the people")を使用していると前提した上で、"the people"という表現は権利章典の中で必ず個人の権利に関して使われていると論じた。その例として、第1修正、第4修正、第9修正、第10修正を挙げた。これら条項は、連邦政府の権利侵害から個人の権利を保障すると解釈するよりほかにないものである。しかも、"the people"という表現は憲法や権利章典の中で共通の意味をもっており、"states"「州」とはっきり分けられていることを指摘したのである。第2修正の"the people"という表現を検討する上で、"the people"の武器を保有及び携行する権利は合衆国(連邦政府の)成立以前から存在したと論じた。この主張の裏づけとして Parker 上訴裁判所は、17世紀イギリスの歴史に遡って武器を保有する権利の源を探った。Blackstone ら歴

⁽⁹⁾ U.S. Const. amend. I. IV.

史上著名な法学者によっても、自己防衛や生活に必要な狩猟をするためだけでなく暴動や専制を妨ぐ事を目的としても武器を保有する権利があると述べられていると指摘した。

ワシントン D.C. は "the people" という表現に対して「構成された民兵」のような狭い解釈を主張したが、Parker 上訴裁判所はこれを否定した。最高裁の前例を引用しながら"the people"の意味を解釈し、当時の"the people"という表現は現在ほど広い意味を持っていないがワシントン D.C. が主張した定義よりは広い意味があり、全国の"national community"に属する人たちを表すと述べた。

Parker 上訴裁判所は次に "keep and bear arms"「武器を保有及び携行する」の表現について注目した。この表現に関してワシントン D.C. はその "bear arms" の部分は軍事的な解釈をするべきであると断言した。しかし、上訴裁判所は "the people" と同じようにより広い解釈をした。 "Bear arms" という表現は軍事的な解釈も有りうると認めながらも、18世紀後半や19世紀前半当時の資料を概観した上で、個人の自己防衛や生活に必要な狩猟に対する使用例もあったと説明した。

さらに、ワシントン D.C. が "bear arms" 「携行」の意味に注目したものの、それとともに使われている表現 "keep" 「保有」の単語についてほとんど無視していると、Parker 上訴裁判所は指摘した。ワシントン D.C. の主張によれば、"keep and bear arms" という表現は分解させることができないものであり、"keep" という語自体は何も意味を持っていない、あるいは仮に意味があるとすれば、その"keep" は上述した軍事的な解釈を表しているとともに "keep up" (続ける・支持) として読むべきで、「州兵制度を支持する」のような意味を持つというものであった。

それに対して Parker 上訴裁判所はワシントン D.C. が提案した "keep" の解釈の仕方の両方を否定した。判決文の中で後者は英語の使い方やシン

タックスや常識に反していると強く批判した。この"keep"の単語は非常に重要で、"keep"の解釈の仕方によっては集団権利論に対して致命的な打撃を与えると判断した。"Bear arms"の部分を独立させて読めば軍事的な解釈は無理ではないが、"the people"と"keep"とがともに明らかに個人的な意味を持っているので、"bear arms"の語が持つ曖昧な部分は個人に対する概念であることは明確だと論じた。

次に、Parker 上訴裁判所は "a well regulated militia" 「規律ある民兵」の表現を取り扱った。前述したように、当事者双方ともに、第2修正の前半部は民兵制度を保障することがその条項のひとつの目的であると認めた。しかし、それは専属的な目的であるのかという点や、"militia" 「民兵」の定義の解釈については対立した。Parker 上訴裁判所は、ワシントンD.C. が主張し下級の第一審裁判所も支持した、"militia" という単語は軍事的な単位にしか適用しないという判断を覆した。

下級裁判所の出した "militia" の定義を覆す際, Parker 上訴裁判所は 当時の立法や最高裁の先例を検討した。

そこで本判例研究では、上訴裁判所が解釈の根拠とした Miller 判決を ここで紹介する⁽¹⁾。

United States v. Miller

最高裁による第2修正に関する最新の判決は、1939年の United States v. Miller 判決であった。

Miller 事件は、登録書のない銃身18インチ以下に切り落とした散弾銃を 州境を超えて運送した 2 人の男が National Firearms Act of 1934 (1934

⁽⁰⁾ United States v. Miller, 307 U.S. 174, 59 S. Ct. 816 (1939).

年全米火器法) 違反で逮捕されたことから始まった。Miller 事件の第一審 (連邦地方裁判所) では、この火器法が第2修正に違反すると判断し、被 告人が勝訴した。しかし、政府側がこれを不服として連邦最高裁へ上訴し た。

最高裁は下級裁判所の判決を覆して、次のように述べた:

「銃身18インチ以下のショットガンの所持または使用が、よく規律されたミリシア維持あるいは効率に何らかの正当な関係が健在あることを、被告が証拠をもって示さない限り、修正2条がそのような銃器が通常の兵器の一部であるか、またその使用が共同の防衛に寄与するか否かは、裁判所の知るところではない。」^[1]

Miller 事件の被告人も弁護士も最高裁での口頭弁論に出席しなかったので、この結果は当然であろう。しかし、Parker 上訴裁判所は、Miller 判決が個人権を保障するかしないかについての問題を直接取り扱わなかったが、上記に引用した基準は黙示的に個人権利の解釈を支えていると論じた。

Parker 上訴裁判所は、最高裁の Miller 判決と当時の制定法とが "militia" を幅広く定義していると述べた。 Miller 判決を引用しながら、民兵とは、常備軍の設置を必要とせず非常の時に自身で備えた武器を携行して招集されるものだとした。

さらに当時の Militia Act of 1792 (1792年の民兵法) について挙げ、この幅広い militia 解釈に一致すると述べた。その法律では(小さな免除をのぞき)18歳から45歳のすべての白人男性は民兵に登録する義務があり、登録されている民兵は6ヶ月以内に自分のマスケット銃と弾薬を用意する

⁽¹⁾ 鈴木康彦 [著]「アメリカにおける銃保持・携帯権限」55,56.

義務があると定められていると指摘した。この概念は、当時の政治家達が不信をもっていた常備軍より、武器を持つ市民のほうが連邦政府に対して抑制の役割を果たすと考えられていたことに起因していた。Miller の解釈上、民兵制度が招集時に個人が持参する武器(銃)に頼って存在しているのであれば、「武器」の個人使用と民兵使用とを区別することは"an extremely silly exercise"(無駄な区別)であり、武器の個人使用が禁止されれば民兵制度に対して壊滅的な影響を与えるので、第2修正を起草した第1国会はそのような非現実的な区別は意図しなかったであろうと論じた。

ワシントン D.C. は仮に第 2 修正が個人が武器を所有する権利を保障したものであったとしても現代の拳銃に対しては適用されないと主張したが、これに対して Parker 上訴裁判所は Miller 判決の "of the kind in common use at the time" (当時の通常の武器)の表現を強調した。前述した Militia Act of 1792 を引用しながら、同法のまた別の規定の上で騎兵の将校民兵は拳銃を自身で装備する義務があるということを指摘して、当時の拳銃が Miller 判決の基準に合致する証拠として提示した。

さらに Parker 上訴裁判所は、ワシントン D.C. の第2修正は植民地時代の武器にしか適用し得ないという主張に対して、第1修正の表現の自由が技術の進歩とともに拡大して適用されていったように第2修正は進化した拳銃にも適用しうると論じた。しかし、同じ Parker 上訴裁判所は表現の自由と同様に、合理的な制限(免許なしの隠し携行や重犯罪者の有罪判決者による所有の禁止など)は違憲ではないであろうと述べた。

District of Columbia v. Heller

Parker 上訴裁判所は上記の第2修正の解釈と Miller 基準を検討の上, 本件の Heller による登録の申請を拒否したこと, 自宅における銃の所持 を禁止すること、登録されている武器の解体及び引き金が固定された形で の所有を義務付けるという三つの規制を取り扱った。

Parker 上訴裁判所は、拳銃は第2修正上の「武器」であり、ワシントン D.C. には拳銃に対する制限は可能であっても完全に禁止する権限はないと判断した。上訴人 Heller は自宅以外で拳銃を携行する権利を主張していなかったのでその問題は取り扱わなかったが、ワシントン D.C. が銃の所有を完全に禁止することができないのと同様に、自己防衛の権利の妨げになることから、たとえ免許がなくても家の中で銃を部屋から部屋へ移動させることを禁止することもできないと判断した。また同様に、登録されている武器を解体及び引き金が固定された形で保持する義務も自己防衛の権利を妨げ、機能しない状態で武器を保持するよう強制することも完全に武器を禁止することに相違がないと Parker 上訴裁判所は判断し、ワシントン D.C. の規制は三つとも違憲とした。

この Parker 上訴裁判所の判決は連邦最高裁判所へ上訴された。連邦最高裁では家の中で拳銃を機能する状態で保有することを禁止する規則が連邦憲法第2修正に反するかどうかを問題の焦点とした。

最高裁判所は Scalia が書いた意見書にもとづき $5-4^{20}$ で Parker 判決を全面的に支持し、ワシントン D.C. の規制は自己防衛の権利を妨げるので違憲であると判断した。Parker 上訴裁判所の判決の理論に沿って、最高裁はこの判決の理由付けとして次の根拠を挙げた。

まず、多数意見を書いた Scalia 最高裁判官は第2修正の条文を前半部 (prefatory clause) と後半部 (operative clause) に分け、Parker 上訴裁

② Scalia 多数意見:Roberts 主席裁判官, Scalia 裁判官, Kennedy 裁判官, Thomas 裁判官, Alito 裁判官。

Stevens 反対意見及び Breyer 反対意見: Stevens 裁判官, Breyer 裁判官, Souter 裁判官, Ginsburg 裁判官。

判所と同様に、後半部の重要性を強調した。この前半部と後半部との分析は以下に取り扱うが、Scalia 裁判官は後半部(operative clause)が個人の武器を所有及び携行する権利を保障すると述べた。

次に第2修正の前半部(prefatory clause)は第2修正のひとつの目的を述べており、重要な後半部と完全に合致していること、この前半部と後半部についての解釈は歴史的な文献や当時の州憲法や第2修正の草案や19世紀の判決と学者論文に支持されたこと、この解釈は最高裁の前例に反しないこと、根拠は以上の四つの理由に分けることができるとした。

Scalia は後半部(operative clause)を先に検討し、この条文の最初の重要な点は、この条文が人民の権利を明文化したことであると述べた。上訴裁判所と同様に合衆国憲法の第1修正、第4修正、第9修正でも"the right of the people"の表現は明らかに個人的な意味をもっており、集団を通して行使する権利ではないと強調した。また"the militia"という表現を対比させ、最高裁の Verdugo-Urquidez の先例によって、"the people"という表現は特別専門用語として使われ、権利章典の第1修正、第2修正、第4修正の個人権利は全ての人民("the people")を保護するものであると Scalia は述べた⁶³。それ故、人軍がある程度制限されている"militia"を第2修正の保護の対象として解釈するのは誤りであるとした。

Scalia は次に "keep and bear arms" の表現を検討した。

まず、数冊の18世紀の辞書から引用し、"arms"「武器」という表現は現在も過去も同じ意味をもっており、軍事的な意味に制限されないと述べた。そして Parker 判決と同じように、第2修正が18世紀の武器に対してしか適用しないという主張を強く批判した。第1修正の「自由」が現代の通信手段と、第4修正の「不当な捜索」が現代の捜索方法に適用するよう

⁽³⁾ United States v. Verdugo-Urquidez, 494 U.S. 259, 110 S. Ct. 1056 (1990).

に、第2修正の「武器」も現代の携帯できる武器に適用するとした。

Scalia は、第2修正の"keep arms"の一番自然な意味は"have weapons"「武器をもつ」であると説明した。ここでも、当時の辞書と他の参照文献を引用し、"keep arms"という表現は軍事的あるいは民兵専属的な意味はなく、一般的な意味として使っていると判断した。

同様に"bear"は今のように"to carry"「運ぶ・携行する」を意味する。ただし、"bear"と"arms"を一緒に使うと、「使用目的で使うために武器を携行する」という意味になると Scalia は述べた。当時の"bear arms"は反対意見が主張するように"to wage war, serve as a soldier, fight"「戦争する・兵士として戦う・闘争する」の意味を持つと Scalia は認めたが、軍事的な表現に制限されてはいなかったと説明した。

また18世紀と19世紀の9つの州憲法を取り上げて、個人の自己防衛の権利を保障する表現として、同じ"bear arms"を使用していると Scalia は指摘した。

しかも当時の "bear arms" が "wage war, serve as a solder, fight" 等の軍事的な意味を持つ場合,必ず "against" という前置詞と一緒に使われているのであると Scalia が説明した。

Scalia は、辞書の定義を別にして、"bear arms"は民兵に属する人に対してしか適用しないというような解釈をすると、最終的に第2修正は、 "the right to be a soldier"「兵士になる権利」あるいは"the right to wage war"「戦争をする権利」しか保障しないということになる。民兵は民兵として武器をもつ権利があるので、わざわざ権利章典で述べる権利ではないであろうと Scalia は考えたのである。

しかも、Scalia は文法的にもこの解釈を批判した。"Bear arms" は軍事的な熟語(idiomatic meaning)に限定すると"keep and bear arms"の表現は文法的に"incoherent"「支離滅裂」で Arms は同時に 2 つの異なっ

た意味として使われていることになり、グロテスクな使い方だと Scalia は強く批判した。

更に Scalia は, 反対意見の主張する "keep and bear arms" の軍事的解 釈を以下のように次々と打破した。

まず、連邦政府の法律文献の中で"bear arms"という表現が軍事的な文脈でよく使用されていたとする Stevens の反対意見に対し、Scalia は、確かに連邦政府が政府の機関として軍隊と民兵制度以外に"bear arms"を使用した文脈は他には見当たらないが、同じ法律文献で"carry arms"「武器を携行する」、"possess arms"「武器を所有する」、"have arms"「武器を持つ」という軍事的な意味に限定されない表現とともに使われており、"bear arms"だけが軍事的意味に限定して使用されているとは認められないと反論した。

次に"bear arms"が個人便用という意味であると解釈する例として Scalia が挙げた当時の州憲法"bear arms... for the purpose of killing game"について、それは「狩猟をするため」に限定便用されているものだ と反論した Stevens に対し、また Scalia は、この州憲法における"bear arms"を反対意見が支持している軍事的意味の熟語だと解釈すれば"the right to carry arms in the militia for the purpose of killing game"「狩猟を目的に民兵として武器を持つ権利」という表現におきかえることになり、常識的に考えてこのような奇妙な権利を保障することなどないと、軍事的意味のみの解釈を批判した。

また Stevens が第 2 修正の草案で James Madison が提案した「良心的な反対者」条項⁽⁴⁾を強調し、戦争に反対する人の兵役義務を免除する条項を第 2 修正に提案したことはつまり "bear arms" の軍事的意味を支持す

⁽⁴⁾ これは最終的に第2修正に採用されなかった。

ることになると述べたことに対し、Scalia は削除された草案をもとに憲法を解釈するのは危険だと注意した上でこの解釈を否定した。「良心的な反対者」であるクェーカー教徒が戦争の時だけでなく自己防衛や家族を守るためでさえ暴力を拒否することを例に、Madison の提案はいかなる時にも武器を使用しない者は強制的に招集されないという意味であり、軍事的解釈しかもたないという訳ではないと述べた。

Scalia は "keep and bear arms" がまとまった特別な専門用語("term of art")であるという反対意見の主張もまた否定した。 Stevens はそれが専門用語である理由として第 2 修正で "right" が単数形で使われている、つまりある特別な権利を指していることを挙げた。しかし Scalia は、この主張はまず、"keep arms" の部分は別個で読めば軍事的な意味がないので都合のよい解釈であると批判した。しかも当時の州憲法の連邦憲法も "right"という単数形の単語で多数の権利をまとめて保護する場合もある、その例として第 1 修正の集会及び請願の自由("the right of people peaceably to assemble, and to petition the Government ...")を挙げたのである。

これらにより、Scalia は第2修正の条文("all of these textual elements")が個人の武器を携行および所有する権利を保障すると判断した。しかも、この条文の解釈は歴史の背景によっても支持されていると述べた。Scalia は次に、歴史の背景を説明した。

まず、第2修正の武器を携行及び所有する権利が合衆国憲法(連邦憲法)の成立以前に存在した権利である(a "pre-existing right")と強く強調した⁶⁰。実は武器の携行及び所有する権利自体はイギリスの市民が17世紀 Stuart 王家との対立の際に獲得したものであった。それは最初から国家

⁽⁵⁾ Scalia は pre-existing という単語をイタリックで強調した。

権力と対峙する市民(個人)の権利であった。また、イギリス権利章典の中で武器の所有権はイギリス人がもっているもっとも基本的な権利のひとつであるという著名な法学者 Blackstone の説を引用しながら、この権利は "the natural right of resistance and self-preservation" 「自然の自己防衛及び抵抗する権利」も含めると Scalia は述べた。

またアメリカの植民地時代にも武器の携行及び所有する権利は、各植民地で個人権利として理解されていた。当時のイギリス国王 George III が独立以前の1760年代70年代の政治摩擦で植民地の武器を没収しようとした際に、市民から権利の侵害として猛反対を受けた。

Scalia は、憲法の表現・歴史的背景からみて第2修正の後半部は武器を携行及び所有する個人の権利を保障するものであると結論づけた。

次に、Scalia は前半部を取り扱った。

反対意見によると、ここでいう民兵とは狭義的な解釈がなされ、国会及び州政府が規制する軍事的な部隊だけをさす。しかし、Scalia は上訴裁判所の判決と同様に、前半部の"militia"「民兵」を幅広く解釈し、当時の文献とも一致する解釈である Miller 判決を引用し、民兵とは"all males physically capable of acting in concert for the common defense"「共通防衛に参加できるすべての男性」と定義した。

憲法の第一章においても、militia は既に社会の中に存在し、あえて陸軍や海軍のように国会が作るものではない。憲法上では、国会は民兵を召集、及び組織化することができるが、民兵そのものを作る権限はないのである。国会が組織化する民兵は共通防衛に参加できる男性全員ではなく、ただその集合体の一部だけなのである。Scalia はこのように論じた。

Scalia は前半部の "security of a free State" の "State" が「各州」ではなく、「国家組織」であると Parker 判決と同様に下級裁判所の反対意見を否定した。

法律学者の文献を引用しながら, "a free State" の表現は18世紀の専門用語上には "a free country" (自由の国家) の意味があると主張した。憲法の中で"state"という言葉には2つ以上の意味があるが、「各州」を表している場合, "each state," "several states," "any state," "that state" のようにたいてい修飾語がつけられている。

当時の政治家の理論上では民兵は(各州ではなく)国家における自由権利を保障するため必要であったと Scalia が説明した。まず、民兵は当然、侵略や謀反から国を守る役割がある。また、民兵をおくことにより当時の人々が不信を抱いていた常備軍(連邦側)が必要なくなる。そして、民衆が武器の訓練を受け組織化されることにより、専制政治を防ぐことができる。この最後の二つは連邦派と対立した反連邦派にとって非常に重要とされていたのである。

Scalia は次に、前半部と後半部とはリンクしているかどうかを確認した。

それは前述した当時の政治や歴史的背景を鑑みれば, ぴったり一致して いた。

過去には、独裁者達が民兵を廃止するのに、制度そのものを禁じるのではなく、ただ市民の武器を所有する権利を奪うだけであった。当時の議論は、市民の武器を所有する権利を保護することはいいかどうかではなく(当時の政治家は皆賛成した)、憲法に制定する必要があるかが従来の議論であった(以前から存在している特定の権利を憲法に列挙すれば、列挙されていない権利は留保されないのではないかという不安があった等)。

それゆえ,前半部は民兵制度の保護は第2修正の目的のひとつとして述べるのがもっともだが,その目的に制限されているわけではないのである。

この第2修正で述べられている権利は、民兵だけではなく個人権利であ

るという解釈の根拠として、Scalia は武器の権利を保護した州憲法や法学者の論説や判例法を取り上げた。

独立宣言から権利章典の批准まで、4つの州は武器に関する州憲法の条項を取り入れている。その中でペンシルベニア州とバーモント州とは軍隊と関係なく個人の武器を所有する権利を保護している。ノースカロライナ州とジョージア州とは民兵ではなく"the people"の武器を持つ権利を保護。さらに、権利章典が批准された1789年から1820年の間に9つの州で民兵ではなく"the people"(市民たち)あるいは"each citizen"「各市民」が個人や州の防衛のための武器を所有する権利がなんらかの形で州憲法の中で保護されている。もし、反対意見の解釈が正しいのであれば、連邦憲法だけが例外になるのである。

また、当時の法学者の論説も自分と同じ解釈であると Scalia は述べ、代表的な 3 人の法学者の論説を例に挙げて説明した。

さらに、南北戦争の前に起きたカンザス州の"Bleeding Kansas"(奴隷制度に関する内戦状態)の際に奴隷制度の拡大に反対した人が武器を持つ権利を主張した例や南北戦争の後に白人優越主義から黒人を守ろうとして黒人の武器を所有する権利を主張した政治家の有名な演説も引用して、昔から第2修正は個人の権利として取り扱われていたと Scalia は説明した。

Scalia によると、第2修正の個人権利の解釈は、最高裁が下した第2修正に関わる先例に反するものではない。

まず、重要な判例の中で Scalia は United States v. Cruikshank を取り扱った⁶⁶。その事件は黒人の武器所有及び携行する権利を剥奪した白人の有罪判決を最高裁が覆したものであったが、第2修正は個人が個人権利を侵害するかどうかには適用しない、つまり連邦政府が個人の権利を侵すこ

⁽⁶⁾ United States v. Cruikshank, 92 U.S. 542 (1876).

とに対して適用するものであると最高裁が判断したものであると説明した。Cruikshankにおいて第2修正の解説は少なく、あえてどちらかというと個人権利の解釈を支持しているものであった。なぜかというと、黒人の奪われた権利(武器所有及び携行)は民兵制度(集団権利)とはなにも関係がなかった。Cruikshank事件の一年前に地元の民兵は、州の知事によって既に解隊されていたのである。

次に、Presser v. Illinois の先例を取り扱った^切。最高裁の Presser 判決では、人々が許可なく集合し武器をもって演習をすることを禁じる州法は第 2 修正に反しないというものであった。Stevens 反対意見はこれを武器所有は民兵に制限されていた例であると解釈したが、Scalia は、その解釈は広すぎると斥けた。Presser 判決は、個人の武器所有及び携行の問題ではなく、非政府の準軍事的組織("private paramilitary organizations")の制約が第 2 修正に反しないというだけであるとした。

取り扱った先例の中で一番重要であったのは United States v. Miller 判決である。前述したように Heller 事件では原告側・被告側ともに Miller 判決を参考にして自らの第 2 修正の解釈を主張した。実は、Miller 判決の焦点は被告人の武器使用目的(個人使用か団体使用か)ではなく、武器の種類であった。

しかし Scalia は、Miller 判決は個人権利の解釈を基本的に支持していると説明した。Miller 判決は第2修正が民兵に属している人の権利(集団権利)しか保護していないのであれば、単に被告人二人が民兵に属していないという指摘だけですんだはずだからである。

また Scalia は、Miller 判決では第2修正がある種類の武器に対してし か適用しないと解釈していると考えた。これは一般市民が通常に自分が備

⁽¹⁷⁾ Presser v. Illinois, 116 U.S. 252, 6 S. Ct. 580 (1885).

近畿大学法学 第57卷第2号

える武器であると Scalia が述べた。

植民地及び独立戦争時代において、民兵で使われた武器と自己防衛で使われた武器は同一であった。これによって第2修正の後半部は前半部の目的につながるのだと Scalia は説明した。

第2修正では、一般市民が合法的な目的のためには通常使用しない武器 (銃身の切りとられたショットガン/散弾銃) は保護しない、また、その ような違法に使用される武器の種類の制限も禁じないが、先例や歴史的な 背景によって、第2修正は個人の武器の所有及び携行する権利を妨げない と判断した。

判決の妥当性

第2修正の内容についての解説の後、Scalia は本件の法律を取り扱った。主に Scalia は次のようにまとめた。

自己防衛権は第2修正の基軸である。自己防衛は自己や家族や自己の財産を守る最たる場所である自宅にまで当然及ぶ。第2修正は権利章典で列挙された権利(enumerated right)の一つである。ゆえに、どんな基準を適用しても家や家族を守ることを禁止するワシントン D.C. の銃規制は違憲である。

Scalia は、ライフル銃や散弾銃(long guns)を認めるので拳銃を禁止 することができるというワシントン D.C. の主張を斥けた。

人々がライフル銃や散弾銃より拳銃を好むのには、いろいろ理由がある であろう(保管の容易さ・緊急時にすぐ出せること・ライフル銃や散弾銃 より奪われにくいこと・上半身の弱い人の使いやすさ・片手で拳銃をもっ て、一方で警察に連絡できること等)が、いずれにせよ人々はライフル銃 や散弾銃よりも使い易い拳銃を圧倒的によくえらんでおり、自己防衛を目 的としたそれを完全に禁止するのは違憲であると Scalia は述べた。

同じように、ワシントン D.C. の解体した状態で保存する条件も、「自己 防衛のための使用」ができなくなるので、違憲であるとした。

最後に Scalia は、アメリカ社会での銃に関わる暴力問題は十分理解していると述べた。この対策としての合理的な規制は違憲ではない。しかし、第2修正は権利章典の権利の一つとして、例えば自己防衛のために銃をもつのを禁止とするような政策の選択は除外される。

現在のアメリカでは常備軍は当然の存在であり、また当然警察は市民を 守るので第2修正はすでに時代錯誤であると主張する人もいる。それに対 して、その議論をする余地はあるが、最高裁は本件において第2修正を削 除する役割ではないと結論を出した。

コメント

法律の解釈の説明の中でこのような憲法の問題(個人権利か集団権利か)がこんなに長い間解決されないのを不思議に思う人は少なくないであろう。しかし、第2修正に関するこのような事件が具体的な形で最高裁に至っていないのにはわけがある。それはアメリカ法史上、権利章典は州政府には及ばないと解釈されていたからだと Scalia は説明した。第1修正の表現の自由が初めて適用すると最高裁が判断したのは1931年であり、国教設立禁止条項で法律を無効にしたのは第2次世界大戦後の1948年である。

本件において、第2修正に関する基本的な問題の一つは、州政府に対して適用するかどうかであった。勿論、Heller 判決はワシントン D.C. (コロンビア特別区)が被告であって、州ではない。が、Heller 判決における第2修正「基本権利」の解釈に対しワシントン D.C. の完全銃禁止はその基

本権利である自己防衛の侵害と判断されたことから、もし州政府が銃の所 有を完全に禁じれば、同様に違憲になると言えるであろう。

現在最高裁はまだその問題を検討する姿勢を示していないが、下級連邦 裁判所では既にその問題を取り扱っている。例えば、National Rifle Association v. City of Chicago 事件で連邦上訴裁判所(第7巡回区)が 2009年6月2日にイリノイ州の銃を禁じる法律を支持したため、NRA(全 米ライフル協会)は第2修正が14修正のデュープロセス条項を通じて州政 府に適用する(incorporation)と主張し最高裁に上訴すると発表した¹⁸⁸。

また、2009年 4 月20日 Nordyke v. King 事件で連邦上訴裁判所(第9巡回区)は銃や弾薬を郡施設内で所持することを禁止するのは合憲であるが、第2修正は州政府に適用するという判断を示した¹³⁸。ところが一方、連邦上訴裁判所(第2巡回区)の Maloney v. Rice 判決(2009.1.28)では第2修正が州政府には及ばないという相反する判断を下している²⁰⁸。

連邦上訴裁判所の巡回区間においてもこうした解釈の分裂があるので、 今後連邦最高裁判所がこの問題を取り扱う可能性は十分考えられる。

Heller 判決の後、もう一つの基本的な問題は、これからの合理的な規制であろう。

Scalia は判決の中で深く述べなかったが本件は既に存在する重罪者 (felon) 等に対しての銃所有や特定の危険な場所での銃禁止のような「合理的な制限」(reasonable restrictions) には触れてはいない。

法律学者 Cass Sunstein は、今後最高裁は極端な銃の権利を制限する法律(非合理的な制限)は無効にするであろうが、それ以外の制限は非常に

⁽⁸⁾ National Rifle Association v. City of Chicago (Circuit docket 08-4241), (Supreme Court docket 08-1497).

⁽¹⁹⁾ Nordyke v. King, 563 F.3d 439 (9th Cir. 2009).

²⁰ Maloney v. Rice (Circuit docket 07-0581).

ゆるやかな基準を設定するであろうと推測した[©]。前述したように、最高 裁にはまだ及んでいないが、下級裁判所では Heller 判決後この解釈を基 準としているようである[©]。

United States v. Dorosan 事件で連邦地方裁判所(ルイジアナ東部地方裁判)は連邦領土内の郵便局あるいはその駐車場での武器所有を禁止する法律を支持した。(2008, 6.30)²³

United States v. Walters 事件で連邦地方裁判所(バージンアイランド 地方裁判所)は「学校の敷地」(School Zone) の1,000フィート (約300メートル) 以内での銃所有・携行を禁止する法律を支持した。(2008. 6.15)[©]

United States v. Hall 事件で連邦地方裁判所(ウェストバージニア南部 地方裁判所)は、免許なし武器の隠し携行を禁止する法律を支持した。 (2008. 8. 4)[©]

United States v. Booker 事件で連邦地方裁判所(メーン地方裁判所)は、過去に軽犯罪レベルの(misdemeanor)家庭内暴力(domestic violence)で有罪判決を受けた人が銃を所有するのを禁止する法律を支持した。(2008. 8.11)⁶⁹

United States v. Boffil-Rivera 事件で連邦地方裁判所(フロリダ南部地方裁判所)は,不法人国者の銃の所有を禁止する法律を支持した。(2008. 8.12)[©]

⁽²⁾ Cass R. Sunstein, Second Amendment Minimalism: Heller as Griswold, 122 Harv. L. Rev. 246 (2008).

⁽²²⁾ Adam Winkler, Heller's Catch 22, 56 UCLA L. Rev. No. 09-10(2009).

⁽²⁾ United States v. Dorosan, No. 08-042 (E.D. La. June 30, 2008).

²⁴ United States v. Walters, (D.V.I. 2008-31).

²⁵ United States v. Hall, No. 2: 08-00006 (S.D. W. Va. Aug. 4, 2008).

²⁶ United States v. Booker, 570 F. Supp. 2d 161 (D. Me. 2008).

W. United States v. Boffil-Rivera, No. 08-20437 (S.D. Fla. Aug. 12, 2008).

近畿大学法学 第57卷第2号

United States v. Artez 事件で連邦上訴裁判所(第10巡回区)は、未登録の銃身が切り取られた散弾銃の所有を禁止する法律を支持した。(2008. 8.29)²⁰⁰

United States v. Heredia-Mendoza 事件で連邦地方裁判所(ワシントン 西部地方裁判所)は、暴力的犯罪あるいは麻薬売買犯罪に銃使用がとも なった場合はより重い刑罰を定める法律を支持した²⁵。ここでは上訴裁判 所は被告人の「自己防衛」の主張を斥けた。(2008.11.18)

さらに最新の第 2 修正関連の裁判として, United States v. Tagg 事件で連邦上訴裁判所(第11巡回区)は, パイプ爆弾は firearm(火器)として定義され, 第 2 修正における自己防衛の為の武器とは認められないという判決を下した。(2009. 6.30)⁽²⁾

これらの判例で見えるように、下級裁判所は「合理的な制限」の解釈は 大きく変えていないが、第2修正に関わる判決は Heller 判決以降着実に 増えている。前述したようにまだ解決されていない問題も残っていること からも、長い間眠っていた合衆国憲法第2修正は今後より一層多く深くさ まざまな判決の解釈の対象となるであろう。

⁽²⁸⁾ United States v. Artez, 290 Fed. App'x 203 (10th Cir. 2008).

William United States v. Heredia-Mendoza, No. CR08-5125 (W.D. Wash. Nov. 18, 2008).

⁽³⁰⁾ United States v. Tagg, 21 Fla. L. Weekly Fed. C 1976 (11th Cir 2009).